

若年性認知症 支援者向けガイドブック

～若年性認知症の人と家族が日々をよりよく暮らすために～



平成31年3月
大分県高齢者福祉課

2015年に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が策定され、その中で、若年性認知症施策の強化として、「若年性認知症の人については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きい、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく」としています。

本県においては、「診断を受ける前・後に、情報や支援がなく、非常に辛い時間を長く過ごした」「前向きになれる情報がもっと早い段階で欲しかった！」「認知症になってもできることはある。自分の力をいかして仕事をしたい」というご本人・ご家族の声をもとに、支援者向けガイドブックを作成しました。

若年性認知症の方が、自分の力を活かし、家族や地域、社会のために役立ちたい、働きたい、できることはできるだけ自分でやりたいという思いを尊重し、自分らしい生活が継続できるよう、その支援にご活用ください。

このガイドブックが、若年性認知症の方やそのご家族が認知症になってからの日々をより良く暮らすためにお役に立てれば幸いです。

*若年性認知症とは、18歳から65歳未満で発症する認知症のことです。

このガイドブックの作成にあたっては、認知症サポート医、認知症疾患医療センター相談員、学識経験者、大分県労働局、障害者就業・生活支援センター、ご本人等で構成する若年性認知症自立支援ネットワーク会議の各委員に資料の提供やご意見をいただき作成しました。

なお、このガイドブックは、「福岡県 若年性認知症ハンドブック」を基に作成していることを申し添えます。

目次

1	ご本人の思い・言葉	1
2	寄り添う家族の思い・言葉	3
3	若年性認知症とはどのようなものですか 原因となる主な病気と現れる症状	5
4	診断直前・直後からの早期支援プログラム	7
5	認知症かもしれないと思ったらどうすればよいですか (1) 早期診断が大切な理由 (2) 認知症チェックリスト (3) 相談窓口 ・若年性認知症支援コーディネーター ・大分県こころとからだの相談支援センター ・若年性認知症コールセンター（全国） ・地域包括支援センター ・認知症の人と家族の会（本部・大分県支部） (4) 医療機関の受診について ・大分県認知症疾患医療センター・大分県立病院・大分大学医学部附属病院一覧 ・大分県認知症疾患医療センター ・診断のための検査 ・受診のポイント	8 9 10 10 10 11 11 11 11 11 12 13 16 16
6	仕事を続けるために、どのような制度が利用できますか	17
7	診断後の生活を支える社会制度は、どのような制度が利用できますか (1) 自立支援医療（精神通院医療） (2) 精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳 (3) 障害年金	18 19 20
8	休職したら、どのような制度が利用できますか (1) 傷病手当金 (2) 保険料	22 22
9	退職したら、どのような制度が利用できますか (1) 雇用保険（失業給付） ・公共職業安定所（ハローワーク） (2) 健康保険 (3) 国民健康保険料の減免 (4) その他 ・住宅ローン ・生命保険	23 23 23 24 24 24 24

10 退職したのですが、もう一度働くにはどうすればよいですか	
(1) 相談窓口	25
①公共職業安定所（ハローワーク）	25
②障害者就業・生活支援センター	25
③大分障害者職業センター	27
(2) 福祉的な就労の方法	27
11 医療費に係る支援制度はどのようなものがありますか	
(1) 自立支援医療（精神通院医療）	28
(2) 高額療養費	28
(3) 重度障害者医療支給制度費	28
(4) 指定難病医療費助成制度	28
(5) 所得税及び復興特別所得税の医療費控除	29
12 経済的な支援制度はどのようなものがありますか	
(1) 税の軽減	30
(2) 運賃の割引等	32
(3) 生活保護制度	33
13 財産管理や契約が出来るか不安です。どうすればよいですか	
(1) 日常生活自立支援事業	34
(2) 成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）	34
14 子どものことで支援を受けたいのですが、どうすればよいですか	
(1) 教育費の支援	35
(2) 子ども世代のつどい	35
15 介護サービスや福祉サービスを受けるにはどうすればよいですか	
(1) 介護保険制度	36
・介護サービス利用までの流れ	38
・高額介護サービス費	39
・高額医療・高額介護合算療養費制度	39
(2) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス	39
(3) 特別障害者手当	39
16 若年性認知症の人や家族が集う認知症カフェの紹介	
・ハロージョブズカフェ	40
・オレンジカフェ由布	41
・カフェ ひなたぼっこ	42
17 認知症の人が書いた本等の紹介	
・ホームページの紹介	44

1 ご本人の思い・言葉

発症当初、ご本人は、「あれ？何かおかしい」、「自分はどうしたんだろう」と自分に何かが起こっていると感じ、漠然とした不安を抱えています。そして、認知機能の低下により、仕事上のミスなど様々な困難が生じますが、若いため認知機能低下が認知症の症状だとは思いつつ、自分でなんとかしようとし、診断が遅れることがあります。また、うつ状態、更年期障がいなど他の病気だと思いつつ受診した結果、認知症と診断されると「認知症になったら、何もわからなくなる、何もできなくなる」等のイメージから、自信や気力を失い辛く、悲しい時間を長く過ごす人が少なくありません。

しかし、認知症になっても「何もわからなくなる、何もできなくなる」というわけではありません。

県内には、ご本人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのよりよい暮らし、暮らしやすい地域について話し合う「本人ミーティング」を開催している認知症カフェ（ハロージョブズカフェ）があります。ここで思いを率直に語り合うご本人方は、笑顔が絶えません。本人ミーティング等で、語られた思いや言葉をご紹介します。

ハロージョブズカフェでの本人ミーティング ～ こんなことを話しています ～

※ハロージョブズカフェ：主に若年性認知症の人が集う認知症カフェ p.40

1 診断を受ける前の気持ち

風邪をひいても悪くなったことがないのに、病気にかかるはずがない。絶対違う！と思った。

検査のため、画像を撮っても病名がわからず、時間が経つ。

病気がひどくなってしまうので、早期発見して、早期治療は大事。

2 診断後仕事を辞めて（休んで）から

平日の昼間に散歩をしていたら近所の人から「今日は休み？」と聞かれる。近所の人に会うのが嫌で家に引きこもり、テレビばかり見ていた。

宅配の人が来て受け取りのサインをするように言われると、名前が書けずにパニックになるので、誰が来ても出ないようにしていた。

3 カフェに通い始めて

■ 通いはじめた頃のこと

第1歩を踏み出せない。来てみたら、思いのほか楽しかった

最初は、あまりしゃべらんかった。

どう過ごせばいいんだ？と思っていたが、バトミントンを一緒にやることで、会話が出来だしたなあ。

■ いま思うこと

職場がダメになり、2年前からリハビリのためにここに通い始めた2年前は、ここに来ているのは2～3人だった。今はこんなにたくさんの方がいることが不思議です。

今の自分なら元の仕事ができるのではないかという自信ができてきました。ここを卒業することを目指しています。

以前は、1～2年後には自分はダメになると思っていたが、5年、10年生きて子どもたちの将来を見ていきたいです。

ここに来ると、若い人が多く、同年配のいい意味で癖のあるいい人たちと一緒に過ごすことで、笑顔が増えて、人に会っても大丈夫になってきた。恥ずかしい気持ちがなくなった。同じ症状・同じ病気の人と会うことで、自分だけでないと思う。

友達と絶縁していたが、今は喫茶店で会ったりしている。自分から殻を破らないといけない。孫たちががんばる原動力！

これまで仕事ばかりで、他のことを知らなかったが、ここに来ることで、園芸など新鮮な気持ちでやっている。

最近、自分がデザイナーをしていたことを思い出した。短い期間に、自分にいろいろなことが起きて、そのことを忘れていた。

仕事をしたい。でも、すぐ疲れる。続けて30分が限度。

4 家族への思い

妻としゃべっているとだんだん夫婦げんかになる。自分でも、ちょっと言いすぎていると思っている。反省しないといけない。家の中にいるとけんかをする。穏やかにできるといいなと思っている。

言いたいことがたくさんあるけど、この病気がゆえにうまく言えず、話がかみ合わないことで、ヒートアップしてテンションが上がる。その時は、その場を離れるようにしている。

2 寄り添う家族の思い・言葉

家族は、本人の行動の変化に困惑する時期を経て受診に至り、認知症と診断されることで、ショックを受けたり、すぐには認めることができなかつたり、逆に病気であることが分かりほっとしたり、さまざまな反応があります。家族を支援するうえで、家族の心理状況を理解することが大切です。

県内で行われている認知症カフェの一つ「オレンジカフェ由布」(p.41)では、若年性認知症のご本人、家族、ボランティア、専門職等が集い、語りあっています。カフェに参加しているご家族の思いや言葉をご紹介します。

オレンジカフェ由布に参加されている妻を介護する夫の思い

1 あれ？なんかおかしい。

初めの変化は同じ話を繰り返したり、同じことを何度も聞くことでした。多少の不自由はあるものの、日常生活では特に不便は感じていなかったもので、それが認知症とは全く考えもしませんでした。

2年ほど経過したある日、銀行で書類を書くときに「自分の名前が書けない」と言われ驚いて主治医に相談に行き、総合病院の精神科を紹介されて受診すると「アルツハイマー型若年性認知症」と診断されました。

介護の前に、炊事、洗濯、掃除等、家のことはすべて妻がしていたので自分は何もできない。何もかも一から始めました。

2 はじめのころの介護

初期に、私はよかれと思って家事のすべてを行い、妻は何もしないでいいようにした「過介護」が、次第に妻のやる気を失くしていき、病気の進行を速めたと後から気づき後悔しました。

過介護は、「本人のやる気」を取り上げてしまう。

初期介護がいかに大切かを思い知らされました。

3 オレンジカフェ由布に参加してみると

主治医に毎回オレンジカフェに行ったか聞かれるため、渋々出かけたカフェでしたが、家では見られない妻の嬉しそうな笑顔に驚きました。そして、通うことを決めました。

カフェに参加を続けると、妻だけでなく、介護者の私が救われていることに気づきました。オレンジカフェは、認知症の人も介護する家族も心が安らぐ場所。

4 通所リハビリテーションを利用してみると

週2回通うようになり、介護をしている私に余裕ができ、気持ちが楽になりました。介護は自宅で自分が頑張ると考えている人には、是非話をしてあげたいです。それは、自分のためなのか？認知症ご本人のためなのか？より良い介護はどちらなのか？自分が自宅で介護するという責任感？よりは、本人のために何が良いかを家族みんなで話し合い決定する必要があると考えます。

5 病状が進行する妻への思い

昨日まで出来ていたことが、今日は出来ない時に「あれ！家内は壊れかかっている」と感じるその瞬間、鳥肌が立ち怖さを感じました。

家内が「自分がやっていることが分からない」「自分がバカになった」と涙する時、慰める言葉もなく、「お父さんがいるから大丈夫だよ」と言って強く抱いてあげると「お父さんありがとう」と言って落ち着く回数が多くなること等で、病気の進行を感じました。



3 若年性認知症とはどのようなものですか

18歳から65歳未満に発症した認知症性疾患（血管性認知症、アルツハイマー病、前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症など）を総称していいます。

国内では、約3.8万人といわれています*。若年性認知症の発症初期には「もの忘れ」がほとんど目立たない場合があり、うつや体調不良と間違われやすい症状があります。

* 「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」班 主任研究者筑波大学大学院人間総合科学研究科 朝田 隆教授 厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）

原因となる主な病気と現れる症状

▶ 血管性認知症

- 脳梗塞や脳出血など脳卒中が原因で起こる認知症であり、若年性認知症の原因疾患では最も多く、約40%とされています。
- 急性期症状として意識障がい、麻痺、言語障がいなどの症状がありますが急性期症状の後に認知機能の障がいや意欲、発動性の低下あるいは人格の変化など高次脳機能障がいが残ることがあります。高次脳機能障がいが多岐にわたり程度が大きければ認知症という病態に至ります。
- 血管性認知症では、脳血管障がいの再発予防が最も大切であり、糖尿病、高血圧、高脂血症などにならないように予防すること、すでにかかっている場合は、それらの治療も必要です。

▶ アルツハイマー病（アルツハイマー型認知症）

- 脳の中にベータアミロイドというたんぱく質が蓄積して発生する病気です。
- 脳の画像検査、神経心理学的検査によって診断されますが初期においては異常が明確にできない場合が少なくありません。
- 最初に起こる症状は、記憶障がい、いわゆる物忘れのことが多く、同じことを何度も聞く、大事なものの置き忘れ、しまった場所を忘れるなどで気が付きます。次第に、人や物の名前が出てこないようになり、実行機能障がいが始まると今まで処理できた課題が処理できなくなり徐々に仕事が滞るようになります。

▶ 前頭側頭型認知症

- 脳の前方部分（前頭葉や側頭葉）の萎縮が原因により起こります。
- 従来のピック病と呼ばれていた疾患を含むもので前頭側頭型認知症に加え進行性非流暢性失語、意味性認知症の3疾患をまとめて前頭側頭葉変性症と呼びます。
- 初期には性格変化や社会行動の障がいがあります。記憶障がいや見当識障がいなどは目立たず、職場での不適切な行動により気づかれることが多く、痴漢や万引きなどの行為で警察沙汰になることも稀ではありません。身なりや周囲のことに対しても無関心になったり、日常生活では同じことを繰り返し行う「常同行動」が起こりやすくなります。
- 65歳以下で前頭側頭葉変性症と診断された方は、医療費助成の対象となる場合があります。

▶ レビー小体型認知症

- 脳の中に「レビー小体」というタンパク質が蓄積されて発症する病気です。
- 初期には、物忘れや判断力の低下といった認知機能障がいは目立ちませんが、幻視、パーキンソン症状（震えやゆっくりした動作など）、睡眠時に大声をあげる、手足を激しく動かすなどの特徴的な症状がみられます。
- 転びやすい、血圧の変動が大きい、薬剤に対する過敏性があるなどの症状が他の認知症に比べてよく見られます。

▶ この他にも認知症の原因となる病気は、多くあります。

- 慢性硬膜下血腫や正常圧水頭症、甲状腺機能低下症、頭部外傷・アルコール依存症などは、原因となっている病気を治療すれば、症状が改善することもあります。そのためにも早期の受診が必要です。



5 認知症かもしれないと思ったらどうすればよいですか

認知症は早く見つけて、早期に適切に対応するかどうかで、本人と家族の生活が大きく左右されます。

認知症は様々な原因で脳の働きが低下する病気で、原因となる病気は70種類以上あり、それぞれ症状も治療方法も違います。

「認知症かもしれない」とと思ったら、早めに専門医の診察を受けましょう。



(1) 早期の受診が大切な理由

- ▶ 認知症の初期症状は、うつ病や更年期障がいの症状と似ており、間違えられる場合があります。
- ▶ 認知症は、その原因によっては治療できるものがありますし、薬で進行を遅らせることができるものもあります。また、認知症は、原因となっている病気によって、治療や介護の方法が異なります。
早期に受診することで、認知症の原因を早期に確定し、適切な治療やケアを受けることができます。
- ▶ 本人も自分の病態を理解できる間に自分の病気を知ることによって、将来の生活の予定を立てることが出来ます。
- ▶ 就労をしている時に職場で気づき早期に診断されることで職場の人が、疾患や障がいに対する理解に基づき、支援をすることで、職場の負担が軽減し、就労期間の延長につながります。
- ▶ 介護保険、障がいの認定、医療保険などの社会的サービスを利用するには、初診日が重要です。精神障害者保健福祉手帳（19頁参照）は、初診日から6か月以上経過した時点で作成されることとなります。また、障害年金（20～21頁参照）は、障がいの認定日が初診日から1年6か月を経過した日となります。

***初診日：**当該障がいの原因となった傷病について、初めて医師の診察を受けた日。

さらに、就労している間に発症し、精神障害者福祉手帳（19頁参照）を取得していれば、離職した場合に雇用保険の給付日数が付加されます。

できるだけ早く診断を受けることにより、諸制度を早く利用することができます。

(2) 認知症チェックリスト

認知症の初期には、もの忘れがほとんど目立たない場合があります。

このチェックリストで、多くの項目に当てはまる場合、認知症の可能性があります。

《仕事や生活の場面での変化》

- スケジュール管理が適切にできなくなった
- 仕事でミスが目立つようになった
- 複数の作業を同時並行で行えなくなった
- 段取りが悪くなり、作業効率が低下した
- 取引先との約束を忘れる等、もの忘れに起因するトラブルが増えた
- 物をさがしていることが多くなった
- 降りる駅を間違えるようになった
- 服の組合せがおかしくなった
- 家族との会話の中の意味を取り違えて険悪になった
- お金を無計画に使うようになった

《うつや体調不良ととられがちな症状》

- 夜眠れない
- やる気が出ない
- 自信がない
- 運転が慎重になった
- 趣味への関心がうすれた
- 頭痛、耳鳴り、めまいがする
- イライラする
- 考えがまとまらない

認知症かもしれないと思ったら、早めに専門医の診察を受けましょう。

(3) 相談窓口

▶ 若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きい、主介護者が配偶者になる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的におこなっていきます。

主な相談内容

- ①受診までのサポート
- ②診断後のサポート
- ③職場で気づいた時の対応
- ④就労を続けるための支援
- ⑤当事者・家族と話ができる場の紹介
- ⑥退職後の生活
- ⑦各種手続きの窓口へのつなぎ

自立支援医療、精神障害者手帳、傷病手当金、障害年金 等

相談無料

電 話 **097-583-0955** (介護老人保健施設 健寿荘 内)
電話相談 10:00～15:00 (火・水・木・金・第1・2・3土曜日)
来所相談 予約制 出張相談も行います (秘密厳守)
メール相談 kenjuso.rouken@ceres.ocn.ne.jp
対 象 者 本人、家族、医療・福祉関係者

▶ 大分県こころとからだの相談支援センター

身体、知的、精神に障がいのある方やそのご家族、こころの健康が気になる方等の相談支援機関です。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターの3つの機関から構成されています。

来所相談 (予約制)

こころの健康や精神保健について、必要に応じて、医師や臨床心理士による相談を受けることができます。完全予約制になっていますので、必ず予約・相談電話で概要をお話しして予約してください。

主な相談内容

アルコール等の嗜癖に関すること、薬物に関すること、自死遺族に関すること、高齢者の精神保健に関すること等

お申し込み・お問い合わせ

予約・相談電話 097-541-6290

受付時間 月～金曜 / 8時30分～12時、13時～17時

※医師によるご本人の診察は有料となることがあります (保険証をお持ちください)。

詳しくは、予約・相談電話でお尋ねください。

▶ 若年性認知症コールセンター（全国）

フリーダイヤル（無料）月～土曜日10：00～15：00（年末年始・祝日を除く）
0800-100-2707

社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センターが厚生労働省からの委託を受けて実施しています。

▶ 地域包括支援センター

市町村が設置する機関で、高齢者の方々など（40歳以上の若年性認知症の方も含まれます。）が、住みなれた地域で健康でいきいきとした生活を送れるよう、介護、福祉、医療などの機関と連携して、総合的、包括的な支援を行います。身近な相談先としてご活用ください。

▶ 認知症の人と家族の会（本部・大分県支部）

認知症の人やその家族が安心して暮らせる社会をめざして活動する公益社団法人です。大分県を含む全国各県に支部があり、電話相談を受け付けています。

相談先	相談受付時間	電話番号
認知症の人と家族の会 本部	10時～15時 土、日、祝日は除く。	0120-294456 075-811-8418 (携帯電話からはこちらへ)
認知症の人と家族の会 大分県支部	「電話相談」火～金 10時～15時	097-552-6897

また、大分県支部では、若年性認知症の人や家族が集まって悩みなどを話し合う「つどい」等を定期的に開催しています。開催日時や開催場所などの詳細については、変わることもありますので、大分県支部にお問い合わせください。

若年性認知症の集い	年間回数	開催予定	場所
若年性認知症の本人交流会	年3回	原則：5月・11月・3月の第4土曜日	未定
若年性認知症の家族の集い	毎月1回	原則：第1土曜日 13時30分～15時30分	大分県社会福祉介護研修センター

※家族の集いは、本人交流会のある日はそちらに合流

（４）医療機関の受診について



認知症の診断は初期ほど難しいので、認知症の専門医を受診しましょう。
精神科や神経内科、「もの忘れ外来」などの医療機関で受診するのもよいでしょう。

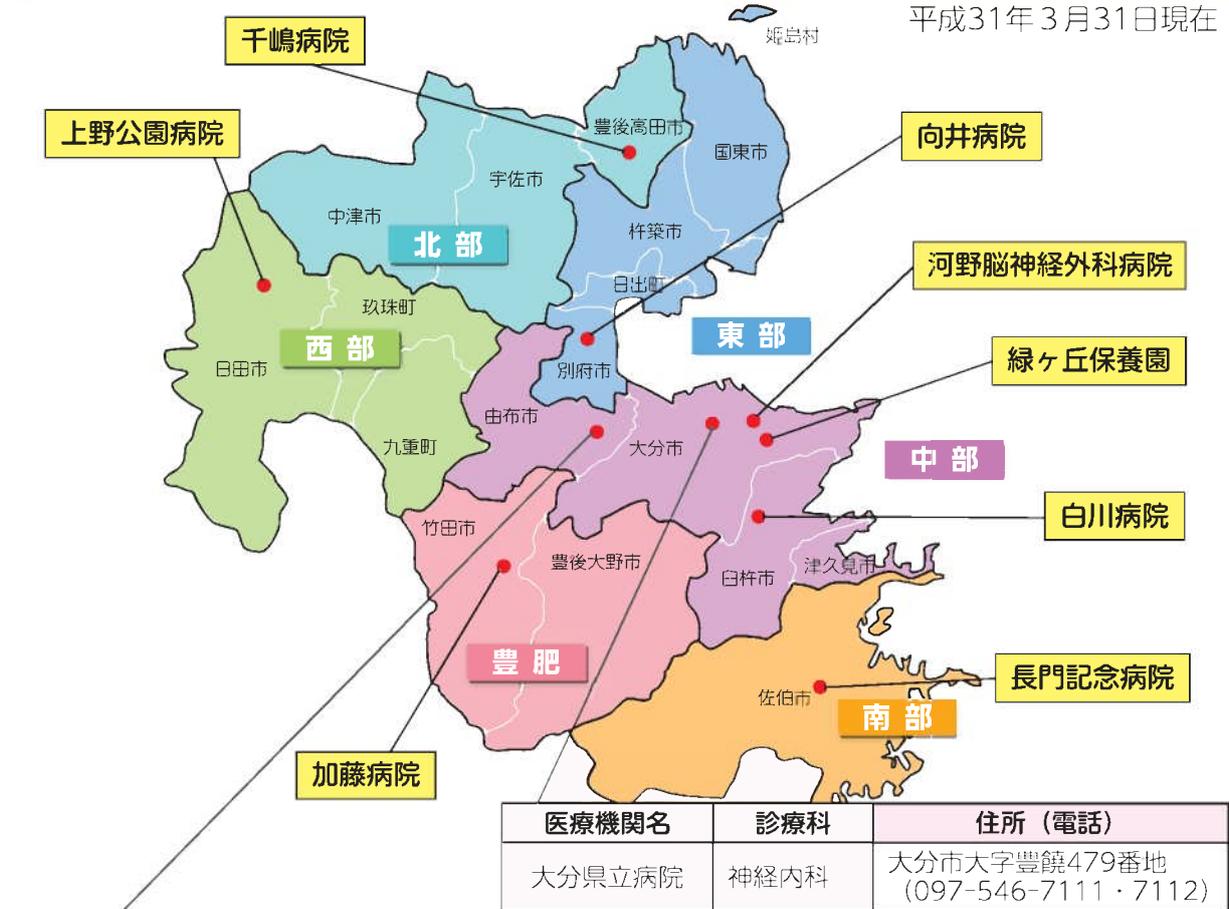
（参考）次のホームページで「認定専門医」等が検索できます。

- ・日本老年精神医学会ホームページ <http://www.rounen.org/>
- ・日本認知症学会ホームページ <http://dementia.umin.jp/>

専門的な医療機関としては、大分県認知症疾患医療センター等があります。

大分県認知症疾患医療センター・大分県立病院・大分大学医学部附属病院

平成31年3月31日現在



医療機関名	診療科	住所（電話）
大分大学医学部 附属病院	総合診療科	由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地 (097-549-4411)
	神経内科	
	精神科	

【大分県認知症疾患医療センター一覧】

医療圏	医療機関名	住所（電話）
東部	向井病院	別府市南立石241番地15 (0977-23-2200)
中部	緑ヶ丘保養園	大分市大字丹生1747番地 (097-593-3888)
	河野脳神経外科病院	大分市大字森町250番7 (097-521-5111)
	白川病院	臼杵市大字末広938番地 (0972-63-1701)
南部	長門記念病院	佐伯市鶴岡町1丁目11番59号 (0972-22-5833)
豊肥	加藤病院	竹田市大字竹田1855番地 (0974-63-2263)
西部	上野公園病院	日田市上野町2226-1 (0973-23-6603)
北部	千嶋病院	豊後高田市呉崎738番地1 (0978-22-3125)

▶ 大分県認知症疾患医療センター

大分県では、地域における認知症医療の核となる専門医療機関として、認知症疾患医療センターを指定しています。

認知症疾患医療センターでは、電話相談窓口を設置し、初診前の相談や医療機関の紹介を行うとともに、鑑別診断や初期対応等を行います。

特に初期の診断は難しいものです。診断に納得がいかなければ、他の医療機関に診てもらうこともできます。

また、経過を見ていくことも重要です。一度認知症ではないと診断されても、症状が続くようであれば、再度受診をしましょう。

東 部 向井病院

診察時間：月曜～金曜 9時～11時
 相談時間：月曜～金曜 9時～17時
 コメント：予約有無等 来院する場合は事前にご連絡ください



【診断のための検査】

	問診	改訂長谷川式知能評価スケール	認知機能検査 (MMSE)	CT	MRI	SPECT	血液
当センター	○	○	○	○			○
連携医療機関					○	○	

中 部 緑が丘保養園

開所時間：月曜日～金曜日
 午前9時～午後5時
 診断を希望される場合は、事前予約をお願い致します。
 コメント：本人、ご家族、保健医療機関、介護機関等どなたからでもご相談をお受けいたします。まずはお電話でお気軽にご相談ください。



【診断のための検査】

	問診	改訂長谷川式知能評価スケール	認知機能検査 (MMSE)	CT	MRI	SPECT	血液
当センター	○	○	○	○			○
連携医療機関					○	○	

中部 河野脳神経外科病院

診察時間：月・火・水・金曜
 8：30～16：00
 木・土曜 8：30～12：00
 コメント：必ずしも予約の必要はありませんが、事前に電話でご相談下されば、診察をスムーズに行うことが出来ると思われます。各種検査も出来ますので、お気軽にお越し下さいませ。



【診断のための検査】

	問診	改訂長谷川式知能評価スケール	認知機能検査 (MMSE)	CT	MRI	SPECT	血液
当センター	○	○	○	○	○		○
連携医療機関						○	

中部 白川病院

診察時間：月曜～金曜
 9：00～17：00
 コメント：認知症の患者様の様態の変化に応じて対応できるよう努力しています。お気軽に御相談ください。



【診断のための検査】

	問診	改訂長谷川式知能評価スケール	認知機能検査 (MMSE)	CT	MRI	SPECT	血液
当センター	○	○	○	○			○
連携医療機関					○	○	

南部 長門記念病院

診察時間：月曜～金曜 8：30～17：00
 * 受診については要予約の為事前にご連絡下さい。
 コメント：一般総合病院での認知症外来受診が可能。また内科や整形外科など身体合併症への対応も可能です。院内にてMRI・CTなどの頭部精査を実施しています。



【診断のための検査】

	問診	改訂長谷川式知能評価スケール	認知機能検査 (MMSE)	CT	MRI	SPECT	血液
当センター	○	○	○	○	○		○
連携医療機関						○	

豊肥

加藤病院

診療時間：月曜～金曜 9：00～17：00
土曜 9：00～12：00

相談時間：月曜～金曜 9：00～17：00
(土日・祝日・年末年始はお休み)

コメント：専任の相談員が相談に応じており、特に関係機関からの相談には地域に
出向いて対応を行っています。



【診断のための検査】

	問診	改訂長谷川式知能評価スケール	認知機能検査 (MMSE)	CT	MRI	SPECT	血液
当センター	○	○	○	○			○
連携医療機関					○	○	

西部

上野公園病院

診療時間：月曜～金曜 9：00～11：00
13：30～15：30

コメント：診察の前に相談員(精神保健福祉士)が問診を行います。ご本人の生活状況がわかる方(ご家族等)と一緒に来院してください。初診の場合、予約制ではございません。ご不明な点やご相談等ありましたら、お気軽にご相談ください。



【診断のための検査】

	問診	改訂長谷川式知能評価スケール	認知機能検査 (MMSE)	CT	MRI	SPECT	血液
当センター	○	○	○	○			○
連携医療機関					○	○	

北部

千嶋病院

診察時間：月曜～金曜 9：00～17：00 (予約制)

コメント：当センターは初診、再診全て完全予約制となっております。事前にお電話していただくか、来院してもらえれば相談員が対応します。



【診断のための検査】

	問診	改訂長谷川式知能評価スケール	認知機能検査 (MMSE)	CT	MRI	SPECT	血液
当センター	○	○	○	○			○
連携医療機関					○	○	

▶ 診断のための検査

認知症の診断のための検査には、次のようなものがあります。

① 「問診」

認知症ではないかと思うエピソードを本人・家族が伝える

② 「神経心理テスト」

改定長谷川式知能評価スケール（HDS-R）・認知機能検査（MMSE）など

③ 「画像診断」

MRI、脳血流シンチグラフィー SPECT、PET など

④ 「血液検査」

▶ 受診のポイント

医療機関を受診するときは、事前に電話などで確認しましょう。かかりつけ医や職場の産業医などからの紹介状があれば、受診の際に持参します。

問診で症状を正確に伝えることができるよう、家族など本人の普段の様子を知っている身近な人が、付き添って受診することが望ましく、本人の様子や変化を記録したメモがあると、診断の参考になります。

本人への告知の方法については、事前に本人と家族でよく話し合い、あらかじめ医療機関に希望や意見を伝えましょう。

• 受診時のメモに書くこと

略 歴：生年月日、家族構成、職業歴など

既 往 症：過去の病歴、治療中の病気、手術や事故の経験、服用している薬など

生 活 習 慣：飲酒、喫煙、食習慣、運動習慣、性格など

気づいたこと：最初に気づいた症状や今までの経過など

最近の特徴：症状が進行しているか、進行のスピードの緩急はどうか



6 仕事を続けるために、どのような制度が利用できますか

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、上司や人事担当者、産業医等に相談し、今いる職場で働き続けられるよう、仕事の内容や勤務形態を見直すなど配慮してもらうことが重要です。

企業等が若年性認知症の方を雇用する上での支援サービスがありますので企業等に公共職業相談所（ハローワーク）（p.25）をご紹介します。

また、障害者就業・生活支援センター）（p.25）では、個人の状況に応じた支援も行っていますので、相談してみましょう。

なお、障害者手帳*を所持している方を雇用する（又は雇用している）場合に、障がいに配慮した職場環境の整備や適切な雇用管理を行うために、企業等が活用できる雇用支援の制度もありますので、手帳の取得についても検討いただくとよいでしょう。

（* 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）

いずれにしても早期診断がポイントで、軽度であれば、仕事を続けられる可能性があります。

* 認知症と診断され、一定の精神障がいの状態にあることが認定されると、「精神障害者保健福祉手帳（19頁参照）」を取得できます。血管性認知症やレビー小体型認知症など身体症状がある場合は「身体障害者手帳（19頁参照）」に該当する場合があります。



7 診断後の生活を支える社会制度は、どのような制度が利用できますか

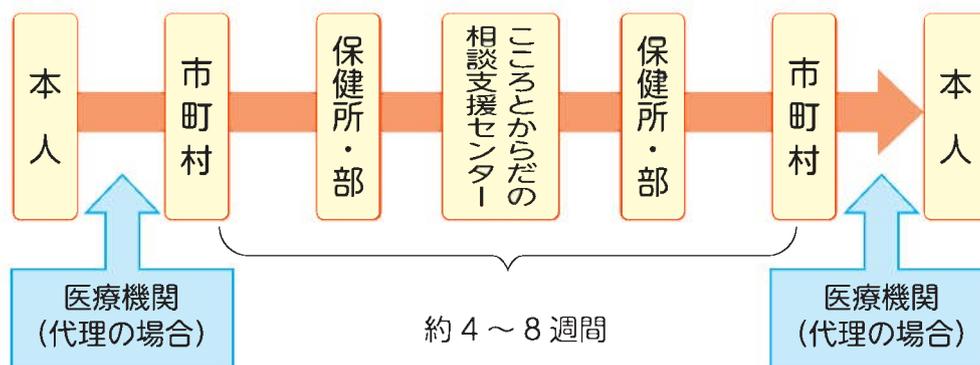
(1) 自立支援医療（精神通院医療）

精神通院医療については、精神障がいのある方への治療で、通院にかかる医療費の一部を申請により給付します。

医療機関窓口での自己負担は、原則として医療費の1割となりますが、所得等により月当たりの自己負担に上限額が設定されます。（ただし、一定所得以上では、公費負担の対象外となる場合もあります。）

○問い合わせ先：各市町村障がい福祉相談窓口

【申請から給付までの流れ】



(2) 精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳

障がいの種類に応じて、次のような手帳があります。

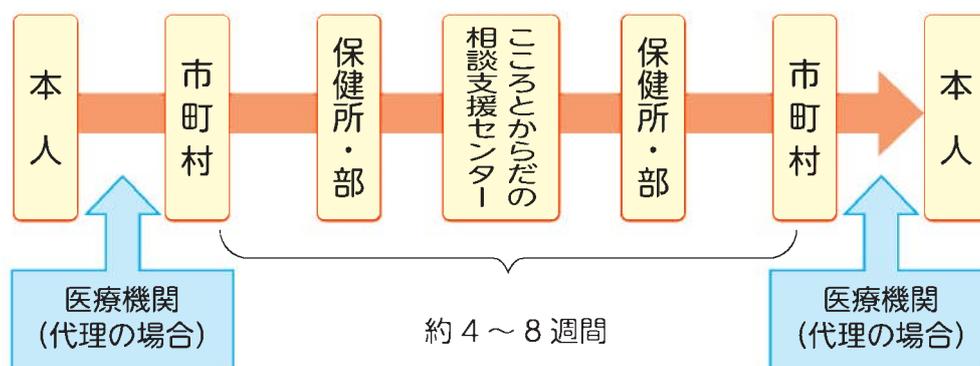
(1) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある方がさまざまなサービスや優遇措置を受け、自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に申請できます。障がいの程度によって、1級から3級までに分けられています。当該精神疾患について医療機関に初めてかかった日から6か月経過した以後の障がいの程度で決められます。

○問い合わせ先：市町村障がい福祉相談窓口

【申請から交付までの流れ】

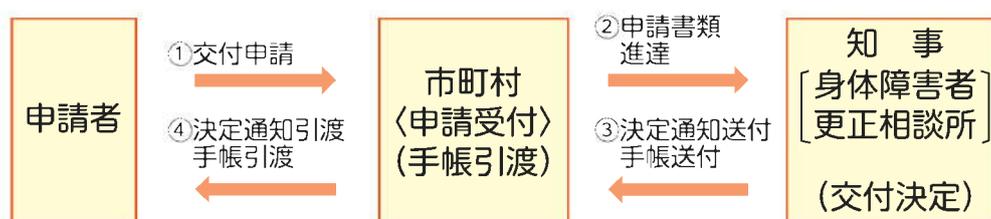


(2) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から7級まであり、1級から6級まで手帳が交付されます。一定以上の障がいがあり、永続すると考えられる場合に申請できます。

○問い合わせ先：市町村障がい福祉相談窓口

【申請から交付までの流れ】



(3) 障害年金

障害年金は、病気やけがで仕事を続けることが困難となった人やその家族の生活を支えるための公的年金です。公的年金（国民年金、厚生年金など）の受給資格があり、障がいのある人となった場合は、障害年金が申請できます。

種類	内容	金額	問い合わせ先
障害基礎年金	国民年金の加入者が65歳までに初診のある傷病のために、身体または精神に重度または中度の障がいを残したため日常生活が制限される場合に支給される	1級 年額975,125円 2級 年額780,100円	市町村国民年金担当課 年金事務所
障害厚生年金	厚生年金保険に加入している間に初診日のある傷病により身体または精神に障がいを残したため労働が制限される場合に支給される	1級 報酬比例の年金額×1.25 + 1級障害基礎年金 2級 報酬比例の年金額+ 2級障害基礎年金 3級 報酬比例の年金額 (最低保障額 : 年額585,100円) 傷害手当金 一時金	年金事務所

* 障害認定日

病気やけがが治った（症状が固定した日）または治らずに初診日から1年6か月を経過した日。

* 障害等級は、精神障害者保健福祉手帳とは、判定が異なることがあります。

《国民年金保険料の法定免除》

障害基礎年金（1級または2級）の受給者は、国民年金保険料が免除されます。

お住まいの市町村の国民年金関係窓口にご相談ください。

▶ 障害年金（障害厚生年金）

初診日が厚生年金保険の被保険者の期間中にある病気やけがによって、障害等級1級または2級に該当した場合には、障害基礎年金に上乗せして、障害厚生年金が支給されます。

障害等級が3級の場合は、障害基礎年金は支給されませんが、障害厚生年金は支給されることとなります。障害等級が3級よりも軽い障がいが残った場合には、障害手当金が一時金として支給されます。

* 初診日が厚生年金保険の被保険者の期間中でなければ、障害厚生年金を受けることができません

* 障害等級は、精神障害者保健福祉手帳とは、判定が異なることがあります。

*** 初診日：**当該障がいの原因となった傷病について、初めて医師の診察を受けた日。

【問い合わせ先】

大分年金事務所

郵便番号：870-0997

住所：大分市東津留2丁目18-15

電話番号：097-552-1211

管轄エリア：大分市 竹田市 豊後大野市 由布市

別府年金事務所

郵便番号：874-8555

住所：別府市西野口町2-41

電話番号：0977-22-5111

管轄エリア：別府市 中津市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 東国東郡 速見郡

日田年金事務所

郵便番号：877-8585

住所：日田市淡窓1丁目2-75

電話番号：0973-22-6174

管轄エリア：日田市 玖珠郡

佐伯年金事務所

郵便番号：876-0823

住所：佐伯市女島字源六分9029-5

電話番号：0972-22-1970

管轄エリア：佐伯市 臼杵市 津久見市

8 休職したら、どのような制度が利用できますか

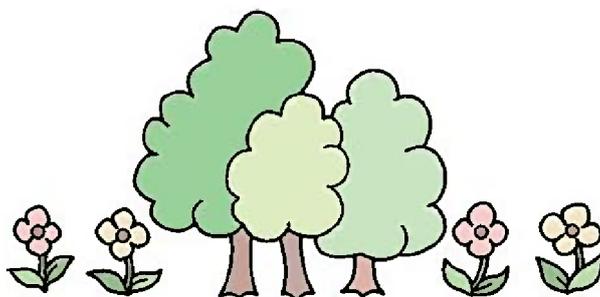
(1) 傷病手当金

「全国健康保険協会（協会けんぽ）」又は「健康保険組合」に加入している事業所にお勤めの方が、病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料を受けられないときに、その間の生活の保障を行うことを目的として設けられている制度です。病気やけがで連続して3日以上休んだ場合、4日目から支給されます。

健康保険証に保険者名が記載されていますので、各保険者にご相談ください。（国民健康保険にはこの制度はありません。）

(2) 保険料

社会保険に加入している事業所にお勤めの方は、給料が支払われていなくても社会保険料（健康保険＋厚生年金保険）は支払わなければなりません。雇用保険料は、支払われた給料（総額）に一定の保険料率を乗じて計算するので、給料が0であれば保険料は支払う必要はありません。休職中でも雇用保険の被保険者であることに変化はありません。



9 退職したら、どのような制度が利用できますか

(1) 雇用保険

労働者が何らかの理由で失業したときに、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援するために国が運営する保険事業です。

会社を退職した後、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申し込み」を行い、受給資格の決定を受けた後、「失業の認定」を受ける必要があります。失業給付の日数は、雇用保険の被保険者期間および離職の理由などで決定されます。

病気などで職業に就くことができない場合は、失業給付を受けることはできませんが、30日を過ぎてからすみやかにハローワークに届け出ることにより、失業給付の受給期間を最大4年間延長することができます。

【問い合わせ先】

お住まいの市町村を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）

名称	所在地	電話／FAX
ハローワーク大分	〒870-8555 大分市都町4-1-20	097-538-8609/537-8609
ハローワーク別府	〒874-0902 別府市青山町11-22	0977-23-8609/ 24-2937
ハローワーク中津	〒871-8609 中津市大字中殿550-21	0979-24-8609/ 22-5469
ハローワーク日田	〒877-0012 日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609/ 23-4125
ハローワーク佐伯	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28	0972-24-8609/ 24-8619
ハローワーク宇佐	〒879-0453 宇佐市大字上田1055-1	0978-32-8609/ 32-1648
ハローワーク豊後大野	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9	0974-22-8609/ 22-8608

(2) 健康保険

退職後の「健康保険の加入」については、以下の3つの選択肢があります。

- ① 現在の保険を一定の条件で任意継続する（最長2年まで）

「任意継続被保険者」といって、保険料は全額自己負担（上限はある）となります。退職して20日以内に手続きをする必要があります。

問い合わせ：全国健康保険協会都道府県支部または健康保険組合

- ② 国民健康保険に切り替える

保険料は、年収や家族の人数によって異なります。

問い合わせ：市町村国民健康保険関係窓口

③ 家族の健康保険に加入する

保険料の負担はありませんが、ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。詳しくはご家族の勤務先にお問い合わせください。

問い合わせ：家族が勤務する会社

*医療機関にかかったときは、上記いずれの場合も、医療費は3割負担となります。

(3) 国民健康保険料の減免

失業などの事情で、保険料の納付が困難になった場合には、市町村に申請することによって、国民健康保険料が減免されることがあります。

問い合わせ：市町村の国民健康保険関係窓口

(4) その他

▶ 住宅ローン

住宅ローンを契約する場合、金融機関は、融資に関する保証機関への加入を条件にしています。保証機関で団体信用生命保険に加入している場合、特約制度があり、「高度障がい状態」になった場合、支払いが免除されることがあります。詳しくは、ローンの契約をした金融機関に尋ねて、契約内容を確認してください。

▶ 生命保険

一度解約すると、病気になってからの再加入は難しいので、保険料が経済的に負担になる場合は、掛け金を減らしたり、保険料の納付は終了して、契約のみ残す方法もあるので、保険会社に相談しましょう。

*高度障がい保険金

高度障がい*になった時に受け取れるもので、死亡保険と同額です。この保険金を受け取ると、契約は解除され、以後の保証はなくなります。

*保険会社によって「高度障がい」の認定条件が異なるので、加入している生命保険の約款を見たり、保険会社に相談しましょう。

▶ 認知症保険

色々な事態に対する認知症に特化した保険があります。認知症の人が、傷害事故、物損事故を起こしたときに下りる「個人賠償責任保険」には、認知症の人が線路に立ち入って、電車を停止した場合に家族が代わって支払う賠償金を補償の対象としているものもあります。

10 退職したのですが、もう一度働くにはどうすればよいですか

(1) 相談窓口

① 公共職業安定所（ハローワーク）

就職を希望する障がい者に対して、専門の職員・職業相談員が、障がいの態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施します。また障がい者を雇用している事業主や、雇入れようとしている事業主に対して、雇用管理上の配慮等についての助言を行います。

(利用方法)

ハローワークの専門窓口で、主治医の意見書を添えて求職登録します。
(意見書にかえて精神障害者保健福祉手帳でも求職登録は可能です。)
障害手帳の有無により、企業が受ける支援が異なります。

[お問い合わせ先]

お住まいの市町村を管轄する公共職業安定所（ハローワーク） p.23

② 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。

就職や職場でのトラブルでお困りの障がいのある方や、障がいのある方の採用・職場定着について助言が必要な事業所の方は、積極的にご活用ください。

〈就業面での支援〉 ○就業に関する相談支援

- ・就職に向けた準備支援(職場実習又は職業準備訓練のあっせん等)
- ・就職活動の支援(ハローワークへの同行等)
- ・職場定着に向けた支援(職場訪問による適応状況の把握等)

○障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

○関係機関との連絡調整

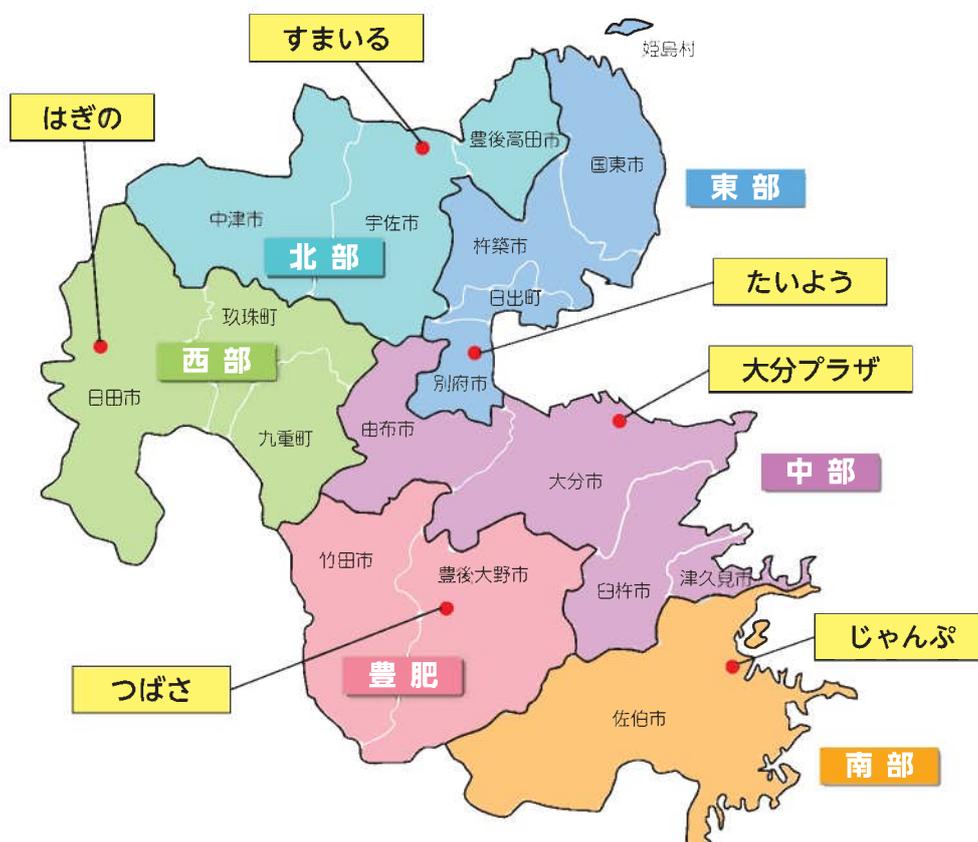
〈生活面での支援〉 ○日常生活・地域生活に関する支援

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

○関係機関との連絡調整

障害者就業・生活支援センターのご紹介

センターの名称・法人名	地域	所在地・電話番号
たいよう (社福) 太陽の家	東部圏域 (別府市、杵築市、 国東市、姫島村、日 出町)	〒874-0011 別府市内電1393-2 Tel.0977-66-0080 Fax67-0453
大分プラザ (社福) 博愛会	中部圏域 (大分市、臼杵市、 津久見市、由布市)	〒870-0839 大分市金池南1-9-5 (博愛地域総合支援センター内) Tel.097-574-8668 Fax574-8667
じゃんぷ (社福) 大分県社会福祉 事業団	南部圏域 (佐伯市)	〒876-0844 佐伯市向島1-3-8 (佐伯市保健福祉総合センター和楽1階) Tel.0972-28-5570 Fax28-5750
つばさ (社福) 紫雲会	豊肥圏域 (豊後大野市、竹田 市)	〒879-7111 豊後大野市三重秋葉241 番地 Tel.0974-22-0313 Fax22-0372
はぎの (社福) 大分県社会福祉 事業団	西部圏域 (日田市、九重町、 玖珠町)	〒877-0012 日田市大字淡窓1-53-5 Tel.0973-24-2451 Fax24-2454
サポートネットすまいる (社福) 大分県社会福祉 事業団	北部圏域 (中津市、豊後高田 市、宇佐市)	〒879-0471 宇佐市大字四日市1574-1 Tel.0978-32-1154 Fax32-7962



③ 大分障害者職業センター

ハローワークをはじめ、医療・福祉などの関係機関と連携しながら、職業に関する様々な相談や職業準備を進める事業、就職活動の支援を専門の職員が行っています。

(利用方法)

事前に電話での予約が必要です。利用料は無料です。

(実施している事業等)

① 職業相談・職業評価

模擬的な作業や職業適性検査等を行ったり、生活歴を確認することで就労に向けての課題を整理します。また、必要に応じて今後の就職の見通しについて主治医等に問い合わせることなども含めて総合的に判断します。さらに、どのような仕事に向いているか、仕事に就くための課題を明らかにしながら、今後の就職活動の進め方について相談、助言を行います。

② 職業準備支援事業

日常生活習慣は確立し、働ける力は持っていますが、就労経験や社会的経験の不足から職業生活に必要な職場の基本的ルールなどの労働習慣が身に付いていないために職場に定着できずにいる障がい者の方を対象に、実際の職場に近い模擬的な会社「ワークトレーニング社」で様々な職業準備訓練を行います。

③ ジョブコーチ支援事業

ジョブコーチ（職場適応援助者）が事業所を訪問し、障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援を行います。

【お問い合わせ先】

所在地	別府市上野口3088-170	(〒874-0905)
電話	0977-25-9035	
FAX	0977-25-9042	

(2) 福祉的な就労の方法

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一部で、企業への就職が難しい障がいのある人に対し、就労機会を提供し、技能訓練などを行います。

• 就労移行支援事業

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

• 就労継続支援事業（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型（雇成型）とB型（非雇成型）に分けられます。

サービスの利用にあたっては、市町村から障がい福祉サービスの支給決定を受ける必要があります。

市町村の障がい福祉関係窓口にご相談ください。

11 医療費に係る支援制度はどのようなものがありますか

(1) 自立支援医療（精神通院医療）

認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割または所得等に応じた上限額に軽減される場合があります。

問い合わせ：市町村障がい福祉相談窓口

(2) 高額療養費

同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えた場合は、医療保険の保険者に申請して認められると、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

なお、限度額適用認定証を提示すれば、窓口での支払が限度額までにとどめられます。

詳細は、加入している医療保険の窓口にご相談ください。

国民健康保険の場合は、お住まいの市町村が相談窓口になります。

(3) 重度障害者医療支給制度費

重度心身障がいのある方の疾病又は負傷について医療保険による給付が行われた場合には、その自己負担相当額（食事療養費を除く）を公費で負担します。ただし、所得制限及び一部自己負担になる場合があります。

助成対象者は以下の方等です。

- ① 身体障害者手帳1、2級の所持者
- ② 療育手帳A1、A2の所持者
- ③ 身体障害者手帳3級の所持者でIQ50以下の方等
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
（ただし、精神病棟における入院に要した経費を除く）

問い合わせ先：市町村障がい福祉相談窓口

(4) 指定難病医療費助成制度

前頭側頭葉変性症などの指定難病と診断された方は、医療費助成の対象となる場合があります。

医療費助成の相談・申請については、お住まいの市町村を管轄する保健所・部にお問い合わせください。

(5) 所得税及び復興特別所得税の医療費控除

本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費から保険金などで補填される金額を差し引いた額が、1年間（1月1日～12月31日）に10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額）を超える場合、所得税及び復興特別所得税の医療費控除を受けることができます。

また、平成29年分から、一定の取り組みを行い、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、セルフメディケーション税制の適用を選択できるようになりました。

お近くの税務署にご相談ください。



12 経済的な支援制度はどのようなものがありますか

(1) 税の軽減

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような各種税の特例があります。

種類	要件	内容	問い合わせ先
所得税	〈障害者控除〉本人、控除対象配偶者、扶養親族が以下に該当する場合		税務署
	一般障害者（注1）	所得控除 27万円	
	特別障害者（注2）	所得控除 40万円	
	同居特別障害者	所得控除 75万円	
	〈配偶者控除〉		
	控除対象配偶者	所得控除 38万円	
	老人控除対象配偶者（70歳以上）	所得控除 48万円	
	〈扶養控除〉		
	扶養親族（16歳未満の者については適用なし）	所得控除 38万円	
	特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	所得控除 63万円	
老人扶養親族（同居老親等を除く）	所得控除 48万円		
同居老親等（直系の尊属）	所得控除 58万円		
〈マル優・特別マル優〉 それぞれ元金350万円までの預金の利子 及び公債の利子	非課税		
〈小規模企業共済等掛金控除〉 心身障害者扶養共済制度加入者の納付する掛金	所得控除 掛金の全額		
〈心身障害者扶養共済制度の給付金の非課税〉 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金	非課税 (脱退一時金を除く)		
相続税	〈障害者控除〉 相続又は遺贈によって財産を取得した一定の相続人が一般障害者の場合	相続税額控除 85歳に達するまでの 1年につき10万円	税務署
	〈障害者控除〉 相続又は遺贈によって財産を取得した一定の相続人が特別障害者の場合	相続税額控除 85歳に達するまでの 1年につき20万円	
贈与税	〈特定障害者(注3)に対する贈与税の非課税〉 特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、財産が信託されたときの、信託受益権のうち6,000万円(特別障害者以外の特定障害者は3,000万円)までの額	非課税 ※障害者非課税信託申告書を、信託会社等を 経由して税務署長に提出する必要がある	税務署
相続税 贈与税	〈心身障害者扶養共済制度の給付金を受ける権利の非課税〉 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を、相続や贈与によって取得したとき（脱退一時金を除く）	非課税	税務署

出典：平成30年4月大分県 障がい者福祉のしおり

種類	要件	内容	問い合わせ先
住民税	〈障害者控除〉本人、控除対象配偶者、扶養親族が以下に該当する場合		市町村税務担当課
	一般障害者	所得控除 26万円	
	特別障害者	所得控除 30万円	
	同居特別障害者	所得控除 53万円	
	〈配偶者控除〉		
	控除対象配偶者	所得控除 33万円	
	老人控除対象配偶者（70歳以上）	所得控除 38万円	
	〈扶養控除〉		
扶養親族（16歳未満の者については適用なし）	所得控除 33万円		
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	所得控除 45万円		
老人扶養親族（同居老親等を除く）	所得控除 38万円		
同居老親等（直系の尊属）	所得控除 45万円		
	前年の合計所得が125万円以下のとき （退職手当除く）	非課税	
固定資産税	障がいのある方が居住する住宅（賃貸住宅を除く）で、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に、一定のバリアフリー工事が行われた場合	翌年度の固定資産税の3分の1が減額される（100㎡を限度） ※減免申請が必要です	市町村税務担当課
個人事業税	重度の視覚障がいのある方（両眼の視力を喪失した者、又は両眼の視力（屈折異常のある者は矯正視力）が0.06以下の者）があん摩、はり等医業に類する事業を行う場合	非課税	県税事務所
自動車税 自動車取得税	減免の対象となる障がいのある方（注4）が所有又は取得する自動車で、 ①本人が運転 ②本人の通院・通学等のために年を通して本人と生計を一にする方が運転 ③障がいのある方（障がい者のみの世帯に限る）を常時介護する方が運転のいずれかに該当する場合	減免限度額があります ※減免申請が必要です ※自動車税は申請月からの月割減免となります	大分県税事務所 自動車税管理室
軽自動車税		減免 ※減免申請が必要です ※申請には期限があります	市町村税務担当課

（注1）一般障害者：下記注2の特別障害者以外。

（注2）特別障害者：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者をいう。所得税、相続税、贈与税、住民税において適用される。

（注3）特定障害者：特別障害者又は特別障害者以外で精神上的障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にあるなどその他の精神に障がいがある者として一定の要件に当てはまる人

（注4）・知的障がいのある方にあつては、療育手帳A1・A2の所持者。

・精神障がいのある方にあつては、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者。

・身体障がいのある方にあつては、障がいの種別により異なるので、問い合わせ先に照会してください。

出典：平成30年4月大分県 障がい者福祉のしおり

(2) 運賃の割引等

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、以下のような各種運賃割引等の特例があります。詳細については、各窓口にお問い合わせください。

種類	対 象	内 容	問い合わせ先	
JR旅客運賃の割引	第1種 (注1)	身体及び知的障がい児・者	片道100kmを超える区間（普通乗車券）について5割の割引	JR窓口
		身体及び知的障がい児・者と介護者1名	全線（普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券）について5割の割引(小児定期には適用されない)	
	第2種 (注1)	身体及び知的障がい児・者	片道100kmを超える区間（普通乗車券）について5割の割引	
		12歳未満の身体及び知的障がい児と介護者1名	全線（定期乗車券）について5割の割引(小児定期には適用されない)	
航空運賃の割引	第1種	身体及び知的障がい児・者	国内の定期航空路線について割引される。割引額は各社、各路線により異なる。	各航空会社窓口
	第2種	身体及び知的障がい児・者と介護者1名		
バス運賃の割引	第1種 (注2)	身体及び知的障がい児・者	普通運賃5割引、定期券3割引	各バス会社窓口
		身体、知的及び精神障がい児・者と介護者1名		
	第2種 (注2)	身体、知的及び精神障がい児・者		
船舶運賃の割引	第1種	身体、知的及び精神障がい児・者	5割引	各船舶会社
		身体、知的及び精神障がい児・者と介護者1名	※船舶会社によって条件が異なり、片道100km以上の旅行に限られる場合がある	
	第2種	身体、知的及び精神障がい児・者		
有料道路通行料金の割引	第1種	身体障がい者が自ら運転する場合	最大5割引 ※あらかじめ市福祉事務所、町村福祉担当課で手続きを行う必要がある（登録車両は障がい者の方一人につき車両1台に限る）	有料道路事業者 (西日本高速道路株式会社)
		身体及び知的障がい児・者を同乗させて、本人以外の者が運転する場合		
	第2種	身体障がい者が自ら運転する場合	※車両の登録条件等がある ※割引には有効期限がある ※他の割引との重複はできない ※ <u>出口有人ブース又は料金自動精算機を利用する場合は、手帳の呈示が必要</u> （注3） ETCご利用の場合は手帳への登録手続きの他に、事前にETC利用の登録申込が必要。その場合は、障がいのある方本人の名義（未成年のときは、親権者又は後見人名義）のETCカードに限る	

出典：平成30年4月大分県 障がい者福祉のしおり

種類	対 象	内 容	問い合わせ先
タクシー 運賃の割引	・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者	1割引	各タクシー 会社
NHK放送 受信料の 減免	身体障害者手帳所持者、知的障がい者と判定された方、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯全員が住民税非課税者	全額免除	NHK
	・世帯主が1～6級の視覚障がい、NHKもしくは聴覚障がいの身体障害者手帳所持者 ・世帯主が重度の障がい（注4）のある方	半額免除	
郵便料金の 減免	・点字のみを内容とする通常郵便物 ・総務省で定める基準に従い会社が指定する施設（点字図書館等）において発受する盲人用録音物又は点字用紙を内容とする通常郵便物	無料	郵便局窓口
携帯電話料 金の割引	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者が申し込む1回線の利用料金	最大60の割引（注5） （一部サービスを除く）	各支店、 ショップ

- （注1）第1種、第2種：この区別は手帳（精神障害者保健福祉手帳を除く）に表示されています。身体障がいのある方については障がいの種別・程度によってそれぞれ第1種、第2種が規定されます。知的障がいのある方については障がいの程度がA1・A2の方が第1種、B1・B2の方が第2種です。
- （注2）精神障がいのある方については障がいの程度が1級の方を第1種、2級・3級の方を第2種として区分されています。
- （注3）・ETC未整備箇所（県道路公社が管理する有料道路等）、点検等によりETC走行できない場合、通信エラーにより開閉バーが開かない場合等含まれます。
・ETC障がい者割引を登録済の方も、出口でETCカードを抜いて精算する場合は手帳の呈示が必要です。有料道路を利用される際は、必ず手帳の呈示をお願いします。
- （注4）重度の障がい：身体障がいのある方については身体障害者手帳1級・2級の所持者、知的障がいのある方については重度の知的障がい者と判定された方、精神障がいのある方については精神障害者保健福祉手帳1級の所持者です。
- （注5）（一部サービスを除く）※割引の率、内容等は携帯電話会社により異なります。

出典：平成30年4月大分県 障がい者福祉のしおり

(3) 生活保護制度

収入が最低生活費（厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算されたもの）を下回る場合には、福祉事務所に申請することによって、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

お近くの福祉事務所・市町村等にご相談ください。

13 財産管理や契約が出来るか不安です。どうすればよいですか

(1) 日常生活自立支援事業

認知症などで判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などのお手伝いをします。

【相談窓口】

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 大分県あんしんサポートセンター

TEL：097-551-0110 FAX：097-551-5454

お住まいの市町村社会福祉協議会

(2) 成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）

① 法定後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方に対して、家庭裁判所がその権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です。

② 任意後見制度

判断能力が十分なうちに、あらかじめ本人の意思で、将来判断能力が十分でなくなったときに成年後見人等となる人を選んでおく制度もあります。

【相談窓口】

お住まいの市町村や地域包括支援センター

なお、法定後見後の申立ては、家庭裁判所に行います。

「成年後見ハンドブック」が参考になります。

(http://www.courts.go.jp/oita/saiban/tetuzuki/seinen_kouken/index.html)



14 子どものことで支援を受けたいのですが、どうすればよいですか

若年性認知症の親を持つ子どもたちは、様々な悩みや問題を抱えます。認知症の進行によって、親の様子が変わっていくことは、子どもたちに不安をもたらせます。

子どもたちが受験、進学、結婚、出産など、人生の大きな節目を迎える時に、介護を理由に人生の選択をあきらめることがないように、子どもの支援は精神的・経済的なことなどを含め幅広く考えましょう。

(1) 教育費の支援

経済的な理由で教育費の支払いが困難になった場合に、子どもの就学を支援する制度がありますので、学校や教育委員会にお問い合わせください。

日本政策金融公庫が行っている「教育ローン」、日本学生支援機構奨学金などもあります。

相談先	電話番号
教育ローンコールセンター	0570-008656
日本学生支援機構	0570-666-301
あしなが育英会	0120-77-8565

(2) 子ども世代のつどい

本人も家族も孤立しないことが大切です。

悩みを抱えているであろう子ども世代の人たちを、子ども世代のつどいに誘ってみてください。仲間がいます。

同じ悩みの道を通った人に話を聞き、気持ちの分かち合いや悩みを解決するための工夫などの情報を得ることで、元気が出てきます。

就労や経済的問題、障がい年金、人生の選択など、その後の家族、本人の人生が、より良いものに変化するための情報なども得ることができます。

オレンジカフェ由布の若年性認知症子ども世代の集い

- ・土曜日午後1時30分から3時 年2回
- ・はざま未来館
- ・コーヒー、紅茶、クッキー付き 100円
- ・まず自己紹介
- ・あとは、自然に悩みなどを語り、介護家族が助言
- ・中締めをして後は、家族のみフリートーク（連絡先の交換など）

問い合わせ先

介護老人保健施設 健寿荘
097-583-0051 担当 吉田・小石

認知症の親を介護している若い家族のつどい

- ・年3回（午後）
- ・特別養護老人ホーム さわらび
- ・参加費 無料
- ・一緒にお茶を飲みながら、ほっと一息しませんか。

問い合わせ先

特別養護老人ホーム さわらび
0979-33-1138
担当 宝珠山・河野

15 介護サービスや福祉サービスを受けるにはどうすればよいですか

(1) 介護保険制度

介護保険制度は、介護や支援が必要となったときに、市町村等の要介護認定を受けて、介護などのサービスを受けることができる制度です。

若年性認知症の方であれば、40歳から要介護認定の申請ができます。

利用者の費用負担は、原則としてサービスに係る費用の1割（一定以上の所得のある方は2割～3割）で、次のようなサービスを受けることができます。

なお、おむつの支給や配食サービスなど、介護保険外のサービスを独自に実施している市町村もあります。

市町村等の介護保険関係窓口や地域包括支援センターにご相談ください。

《介護保険サービスの一例》

▶ 自宅で受けるサービス

・訪問介護（ホームヘルプサービス）

家庭を訪問するホームヘルパーから、食事などの介助（身体介護）や掃除、洗濯などの生活援助を受けられます。

・訪問看護

医師の指示のもと、家庭を訪問する看護師などから、療養上の世話や診療の補助を受けられます。

・訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、家庭を訪問する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われるリハビリテーションを受けられます。

▶ 施設に通って受けるサービス

・通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどの施設に通って、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

・通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などに通って、食事や入浴などの介護や生活向上のためのリハビリテーションを受けられます。

▶ 施設に短期間入所して受けるサービス

・短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに入所して、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

▶ 施設に入所して受けるサービス

• 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時の介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

• 介護老人保健施設

病状が安定期にある人が入所して、日常生活上の世話や機能訓練などを受けて、居宅への復帰を目指します。

• 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

• 介護療養型医療施設

長期間療養が必要な人が入所して、医療や看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練などを受けます。

▶ その他のサービス

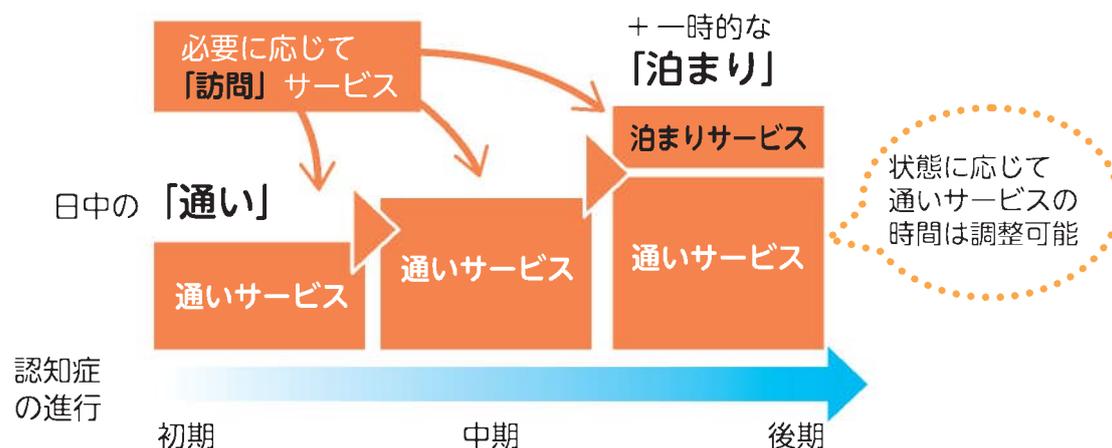
• 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

家庭的な環境の中で、少人数で共同生活を送りながら、日常生活上の介助や機能訓練などを受けられます。

• 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供し、中重度になっても在宅生活が継続できるように支援します。

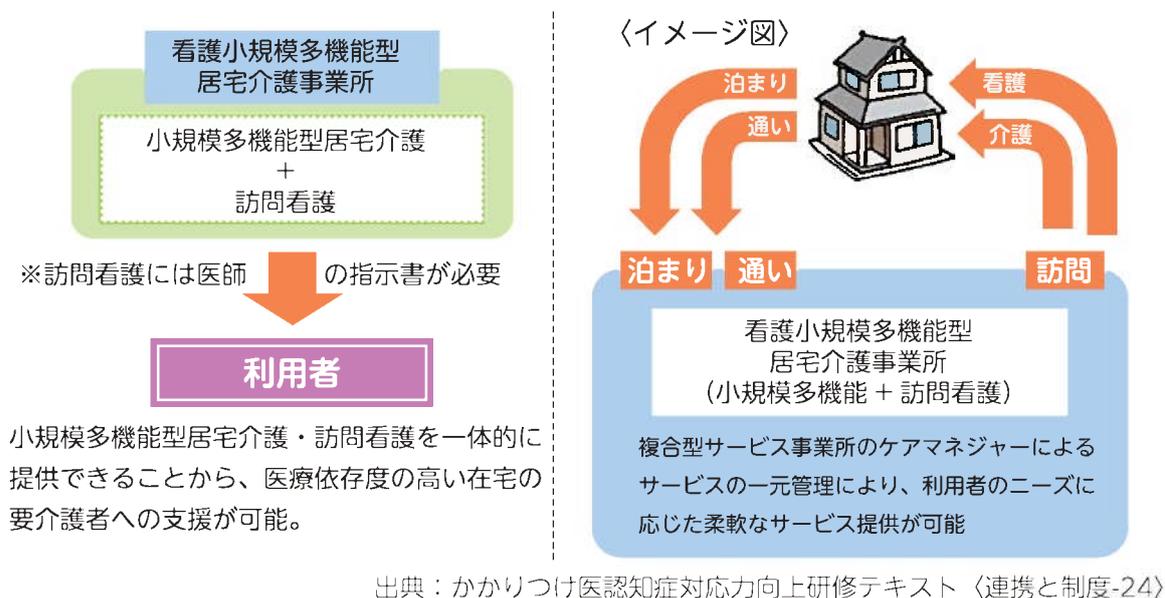
サービス機能 通い・訪問・泊まりのイメージ



出典：かかりつけ医認知症対応力向上研修テキスト〈連携と制度-22〉

・看護小規模多機能型居宅介護

複数の居宅・地域密着型サービスを組み合わせるサービス
医療・看護ニーズにも対応した小規模多機能型サービスなどを利用できます。

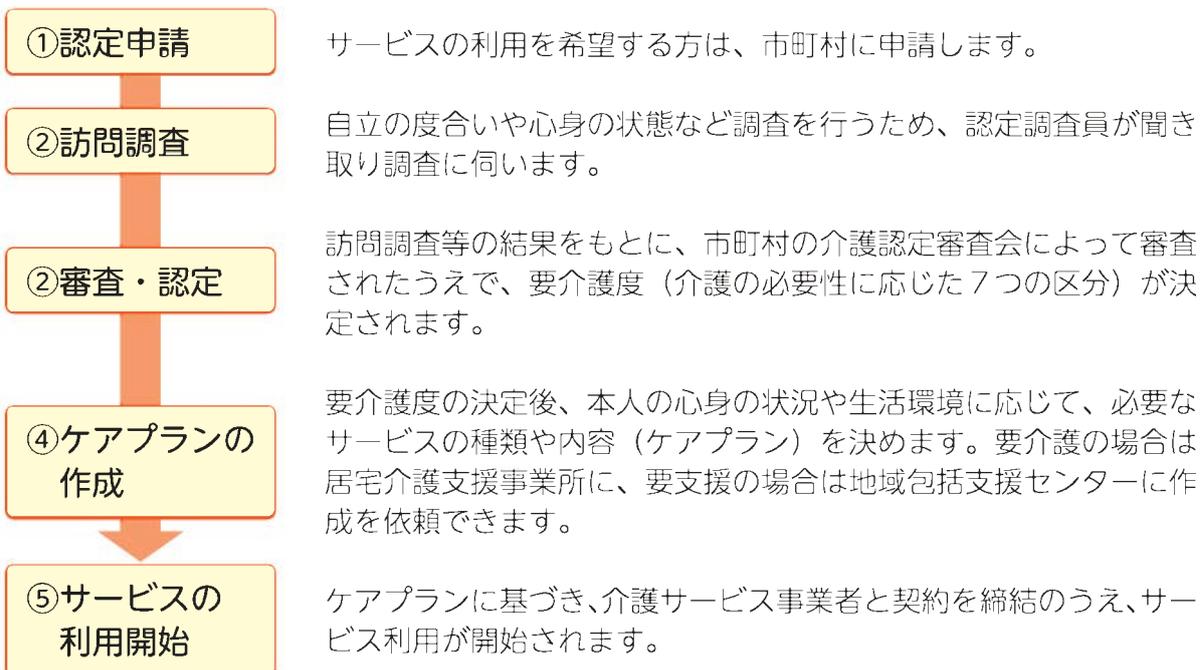


－ボランティアの謝金－

若年性認知症の方が利用する介護サービスの一環として行うボランティア活動の謝礼を使用者が受給できる場合があります。

- ・「若年性認知症施策の推進について」(平成23年4月15日付け厚生労働省老健局高齢者福祉課事務連絡)
- ・「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事務所における地域での社会参加活動の実施について」(平成30年7月27日付け厚生労働省老健局総務課事務連絡)

▶ 介護サービス利用までの流れ



▶ 高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が自己負担限度額を超えた場合には、市町村に申請することによって、その額を超えた分が払い戻されます。

市町村の介護保険関係窓口にご相談ください。

▶ 高額医療・高額介護合算療養費制度

同一世帯内で同一の医療保険に加入している人について、1年間（8月1日から翌年7月31日まで）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合には、申請によって、その額を超えた分が支給されます。

市町村の介護保険関係窓口や加入している医療保険の相談窓口にご相談ください。

(2) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

介護保険法によるサービスと共通する在宅福祉サービスは、原則として介護保険によるサービスが優先します。

したがって、サービスを受ける際には、事前に市福祉事務所、町村障がい福祉担当課へご相談ください。

(3) 特別障害者手当

種類	内容	金額	問い合わせ先
特別障害者手当	在宅で身体又は精神（知的）に政令（注1）で定める程度の重度の障がい を有するために、日常生活に常時、特別の介護を要する20歳以上の人に支給される。	(平成30年4月～) 月額26,940円 ※支給は、2、5、 8、11月に前3か 月分が支給される	市福祉事務所 町村障がい福祉担当課

身体または精神に著しい障がい
を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に対して、手当が支給されます。

16 若年性認知症の人や家族が集う認知症カフェの紹介

若年性認知症の方が集うカフェ

ハロージョブズカフェ (大分市・なでしこ横町)

2018年3月現在

『ハロージョブズカフェ』概要

【場所】 なでしこ横町

◎アクセスマップ

【住所】 大分県大分市千歳字林967-1

【開始時期】 2012年 10月

【開設日程】 月、水、金、その他随時

【開設時間】 適宜

【利用料金】 無料

【飲食メニュー】

【活動プログラム】 ・ 認知症の方の仕事を探しサポートする
・ 認知症の方の生きがいを見つけ一緒に行う

【運営・お問い合わせ先】 (有) なでしこ
097-551-7000 (担当: 菅原)



ハロージョブズカフェ (大分市・なでしこ横町)

1人1人の要望に合わせ、それぞれに見合った仕事や生きがいを事業所が探し、サポートしていきます。



同じ汗を流した仲間たちはかけがえない存在となり、悩みや将来を語り合える絆が生まれ、時に笑い、時にしみながらそれぞれの目標に向かって歩んでいます。



ニーズに沿った活動を、参加者のモチベーションを高く維持しながら継続的に行っています。参加者が様々な役割を担う事で、ハロージョブズカフェの取り組みが、自信を持てる居場所として確立されるような場を目指しています。

若年性認知症の方や家族が集うカフェ

オレンジカフェ 由布

(由布市挾間町・はさま未来館)

2019年2月現在

『オレンジカフェ由布』概要

【場所】 はさま未来館

【住所】 大分県由布市挾間町104-1

【開始時期】 平成25年6月

【開設日程】 毎月第1～3土曜日

【開設時間】 AM10:00～12:00開店

【利用料金】 おひとり100円

【飲食メニュー】 コーヒー・紅茶・お茶・ジュース
(すべてクッキー付き)

【活動プログラム】 談笑・トランプ・手芸・習字・卓球
ボランティア活動・介護相談

【運営・お問い合わせ先】 介護老人保健施設健寿荘 (担当: 吉田・小石)
☎097-583-0051

◎アクセスマップ





オレンジカフェ 由布

(由布市挾間町・はさま未来館)

誰もがスタッフ、誰もが参加者

ここではみんながフラットな関係。
認知症の人やその家族、医師やリハ職、学生や民生委員。
誰もがこのカフェの参加者であり、スタッフです。



医学部生とのコラボ

同じ町内の医学部生のジャズ研がクリスマス会の演奏をしたり、医学部祭に【出張カフェ】として、カフェのメンバーである当事者家族が企画から参加し、一緒につくりあげています。



カフェでのさまざまな活動

相談はもちろん、自分が行いたいことを実現する場。
花の水やりをしたり、トランプをしたり、作品作りをしながら
思い思いの過ごし方ができます。



忘年会や子ども世代の会

年末には屋食会をかねた忘年会。
家族の希望により若い世代を対象に、「若年性認知症の子ども世代の会」も開催しています。



カフェの参加者と一緒に作成したパッチ。作品のパッチを売り、カフェの活動費としています。



若年性認知症の方や家族が集うカフェ

カフェひなたぼっこ (レインボーの会)

2019年2月現在

【場所】 地域包括ケア拠点施設ひなたぼっこ

【住所】 大分県豊後大野市三重町市場1200番地

【開始時期】 平成25年9月

【開設日程】 毎週火曜日(個別)、金曜日

【開設時間】 PM1:30 ~PM4:00

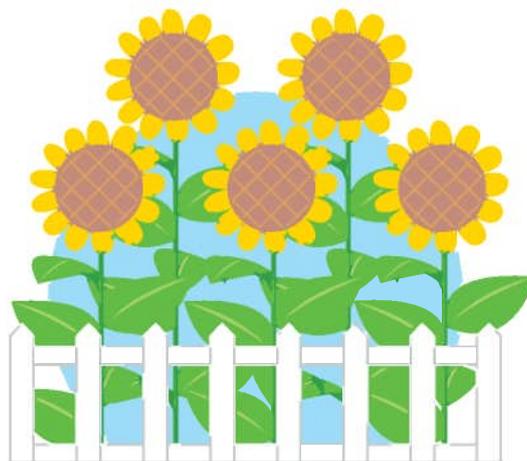
【利用料金】 おひとり200円

【飲食メニュー】 おやつ

【活動プログラム】 ・好きなこと(茶話会、カラオケ、運動、自由に好きなこと)
・講演会やセラピー

【運営・お問い合わせ先】 豊後大野市高齢者福祉課 地域包括ケア推進室

Tel 0974-22-1001 (内線 2175) 直通番号: 0974-22-8181



17 認知症の人が書いた本等の紹介

- 認知症になった私が伝えたいこと
佐藤雅彦（著） 大月書店
- 認知症の私からあなたへ
佐藤雅彦（著） 大月書店
- 認知症になってもだいじょうぶ！そんな社会を創っていこうよ
藤田和子（著） 徳間書店
- 笑顔で生きる－認知症とともに
丹野智文（著） 文藝春秋
- 認知症になっても人生は終わらない
認知症の私たち（著） harunosora
- 認知症を乗り越えて生きる
ケイト・スワファー（著） クリエイツかもがわ
- 私の記憶が確かなうちに
クリスティーン・ブライデン（著） クリエイツかもがわ
- 認知症の私は「記憶より記録」
大城勝史（著） 沖縄タイムス社
- 認知症明るく生きる「私の方法」マイウエイ
太田正博（著） 小学館
- あなたが認知症になったから。あなたが認知症にならなかつたら。
越智須美子・越智俊二（著） 中央法規
- ぼくが前を向いて歩く理由
中村成信 中央法規
- クロワッサン特別編集 認知症を生きる
- 若年性アルツハイマーの母と生きる
岩佐まり（著） 株式会社 KADOKAWA
- 母が若年性アルツハイマーになりました～マンガで読む家族のこころと介護の記録
Nicco（著） ペンコム社
- ドキュメント若年認知症
朱雀の会監修 藤本美郷（著） 三省堂

- 本人・家族のための若年性認知症サポートブック
小長谷陽子著 中央法規
- DVD BOOK 認知症の人とともに 永田久美子監修

◆◆◆ ホームページの紹介 ◆◆◆

- 日本認知症本人ワーキンググループ
<http://www.jdwg.org/>
- 本人にとってのよりよい暮らしガイド
<http://www.jdwg.org/guide/>
- 認知症介護情報ネットワーク
<http://www.dcnet.gr.jp/>
- おれんじドア
<https://miyaginintishou.jimdo.com/>
- なかまある 「私」 を続ける みんなと続ける
<https://nakamaaru.asahi.com/>



